

令和8年度事業計画

自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

公益社団法人 石川県バス協会

はじめに

我が国の経済は、景気回復の足取りが依然として弱い状況が見受けられる中で、中東情勢の影響による燃料価格高騰や物価上昇、円安の進行を背景に国内及び海外経済の下振れリスクを抱えています。

バス事業については、3年にわたるコロナ禍の後、運転者不足が顕在化したことに加え、働き方改革により拘束時間の縮減など、一層人手不足が深刻化しています。その影響は路線バスの便数削減や路線廃止にまで及んでおり、貸切バスについても修学旅行の円滑な実施の妨げとなる状況が生じています。

先般の地震等により、奥能登地域を中心に甚大な被害をもたらし、観光施設等の復興が待たれる状況です。バス事業でも利用客の大幅減と大きく影響を受けており、厳しい経営環境となっています。

乗合バス事業については、一般路線、高速バスの輸送人員はコロナ禍前までの水準には戻っておらず、依然として厳しい状況です。このため、運賃改定により、収支改善に努め、労働条件の改善による人材確保が喫緊の課題となっています。

貸切バス事業についてもコロナ禍前の状況には回復せず、令和5年秋、その後7年秋に改定された公示運賃の実施等により、収支は回復したものの、運転者不足による人材確保に取り組む必要があります。

これらに加え、カーボンニュートラルの実現に向けて、EVバスの導入を一層進める(国産EVバス生産拡大)とともに、運転者の負担軽減などの観点から一層のキャッシュレス化の推進(完全キャッシュレス化)の定着を目指していきます。

併せて、バスの自動運転、運行管理の強化やASV装置の普及等、カスタマーハラスメント防止についての利用者への周知等に取り組む必要があります。

また、バス事業の将来を見据えて、バスが地域公共交通機関の要としての不変の使命を基本としつつ、夢のあるプライドある産業に生まれ変わることを目指し、令和6年に策定された日本バス協会「バス再興10年ビジョン」に盛り込まれた内容の具現化の取り組みを進めます。

このような中で、当協会は、公益目的事業を通じて、社会的責任を果たすべく地域住民の生活の足並びに社会インフラとして、必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、バス輸送の安全の確保に務め、脱炭素化社会に向けた調査、研究、支援等を実施します。

令和8年度においては、次の各項目を重点として、会員はもとより日本バス協会と連携を図りながら取り組みを進めます。

記

1. 燃料価格高騰への対応

本年4月から軽油引取税の暫定税率の廃止により、バス事業者の燃料価格の負担が軽減されましたが、中東情勢の影響における燃料価格の高騰が危惧される中で、震災等の影響から輸送人員、観光需要ともに低迷が続いており、利用者が戻らないという深刻な状況が続いています。

また、現在、学校関係やインバウンド等による需要が戻ってきていますが、運転手不足等により、対応できないという状況も発生しており、国、地方自治体等と連携し、乗合バス、貸切バスの利用拡大をPRするとともに、運転者確保を図っていく必要がある。

2. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上

(1) 乗合バス路線の維持、再編等

地域の公共交通を担う乗合バスは、生活の移動や社会経済活動に必要な不可欠な基盤ですが、人口減少や少子化、ライフスタイルの変化等による需要の減少が続く中で、バス事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難であり、地域の足を守るため国や地方公共団体からの更なる支援が行われるよう引き続き要請していきます。

併せて、交通DX・GXによる利便性・持続可能性・生産性の向上等への投資に対する国・地方公共団体等の支援拡充に向けても取り組んでいきます。

なお、運転者の負担軽減などの観点から一層のキャッシュレス化の推進(完全キャッシュレス化)の定着を目指していきます。

また、運賃改定においては、全国の乗合バス事業者(30両以上保有)のうち、約8割が運賃改定(令和7年12月末現在)の動きがあり、定期的な運賃の見直しにかかる情報について、引き続き会員事業者への周知に努めていきます。

3. 貸切バスの安全の確保及び運賃料金制度への取組み

(1) 貸切バスの安全の確保

貸切バスの安全対策については、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故等を踏まえ、安全対策が強化されている中で、会員に対し講習会等を通じ指導並びに情報提供を行っていきます。

運行に際しては、安全・安心な貸切バスを第一に安全対策を講じてきており、これらも含め、更なる旅客の安全確保の徹底、運転者に対する教育・指導、安全への投資の確保などを図っていくよう周知いたします。

また、日本バス協会の貸切バス事業者安全性評価認定制度については、令和7年度から審査基準を更に厳格化した新たな評価基準(最高ランク五ツ星)での認定制度が始まり、バス事業者に加えて利用者、旅行会社などへ周知し、貸切バス事業者の安全対策の向上を推進していきます。

更に本年度は、会員事業者が四ツ星取得を目指し情報提供するとともに、その評価認定の取得拡大の周知に努めます。

貸切バス事業者への巡回指導は、貸切バス適正化センターが実施していますが、バス事業者にとってメリットのある巡回指導になるよう要望していきます。

併せて、貸切バス適正化機関の負担金に対する国等からの支援を引き続き要請していくとともに、不適切な事業者の退出が進むよう適正化機関及び国に対し要請していきます。

(2) 貸切バスの運賃・料金制度への取組み

貸切バスの運賃・料金については、燃料や物価の高騰に加え、運転者不足対策による運転者の待遇改善の為に令和5年10月に公示運賃の見直しが行われ、その後、昨年11月に見直しが行われた。今後2年毎に貸切バス事業者の要素別原価を調査し、必要に応じて見直しを行うこととされています。

公示運賃が実態に見合った適正な運賃となるように、日本バス協会において国土交通省と連携し、要素別原価調査の有効性を高めるよう努めます。

日本バス協会では引き続き、貸切バス事業者が確実に適切な運賃・料金を収受するよう、国土交通省に対して監査や適正化巡回指導において、下限割れ等運賃・料金を遵守しない事業者を厳しく取り締まるよう要請しています。

また、国土交通省に対し、「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合」を今後も定期的に関催し、バスガイド料等様々な課題について継続して検討を行うよう働きかけていきます。

インバウンドの増加に伴い、日本バス協会が策定した訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン、インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン等について、会員への周知に努めました。

これらの情報等について、会員事業者へ周知していきます。

(3) 旅行業との連携の推進

「旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を開催するとともに、「安全運行パートナーシップ宣言」の遵守等、両業界の連携強化による貸切バス事業の振興に努めます。

また、コロナ禍及び震災後のバス需要が大幅に減少し、経営環境も大変厳しいものとなり、教育旅行等含め観光需要の拡大並びに修学旅行等の学校行事の実施時期の分散化に向けて旅行業界と連携して取り組みます。

4. バス運転者の確保対策と働き方改革について

バス運転者の確保については、大型二種免許取得への助成をはじめ、様々な支援策の対応を図っていますが、運転者不足の解消は大変厳しい状況にあり、会員事業者においても、関係機関等と連携しながら運転者確保に努めているものの、運転者募集にかかる反応は非常に厳しい状況です。

バス運転者の確保について、賃上げや労働時間など労働環境の向上を図るとともに、働きたい職場、働きたい産業にしていく必要があり、運賃改定を行うとともに、効果的なPRを図っていきます。

そのため、バス運転者担い手確保事業として、協会・事業者・国・県等が一体となって、合同企業説明会等開催や業界のイメージアップに係る広報に取り組んでいきます。

また、外国人バス運転者の受入れについては、令和6年3月に特定技能1号として認められましたが、今後、バス事業者が外国人バス運転者をより円滑に受入れることができるよう制度の情報提供並びに周知に努めていきます。

なお、カスタマーハラスメント(カスハラ)は、バス乗務員に過度なストレスを与え、通常業務にも支障をきたし、安全輸送にも悪影響を及ぼすことから、日本バス協会が策定した基本方針「カスタマーハラスメント対策マニュアル」を周知するとともに、啓発ポスターによる利用者への周知等に取り組んでいきます。

5. 事故防止・安全輸送対策の推進

バス事業の根幹である「安全輸送の確保を第一」にかかげ事故防止、安全対策を推進していきます。

併せて、本年4月から施行される国土交通省「事業用自動車総合安全プラン2030」、日本バス協会の策定した「バス事業の総合安全プラン2030」の目標達成に向け事故防止対策を着実に推進するとともに、安全輸送対策の一環として、運行管理の高度化等を目指し進めていきます。

また、年4回開催する事故防止委員会等により、行政当局からの指導及び安全運行の徹底に取り組んでいきます。

そのほか、自然災害、テロ対策、バスジャック対策や事故対応についても、乗客の安全と輸送力の確保に万全を期し、関係機関と連携し訓練等を通じて強化していきます。

6. 交通バリアフリー及び環境対策の推進

(1) 交通バリアフリーの推進

① バス事業者は、厳しい経営状況の中、高齢者や障害者の移動円滑化促進への対応に努力しています。令和6年4月からは障害者差別解消法に基づく合理的配慮が義務付けら

れ、事業者には様々な対応が求められています。

これらに対応するため、車両や停留所環境の整備等を進めるべく、国に対し財政的等様々な支援を求めて対応していきます。

- ②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づく、障害者差別解消関係協議会に参画するなど普及啓発に努めます。

(2) エコドライブの推進

エコドライブの推進については、低燃費車等の導入促進を進めるとともに、アイドリングストップ等低炭素社会への推進を図ります。

日本バス協会では、9～11月の3ヶ月間を「バスの環境対策強化期間」として設定しており、燃費にかかわる車両の点検整備や急発進・急加速を避けた無理のない運転の励行に取り組む運動や石川県からの「全国不正軽油撲滅強化」及び国土交通省からの「不正改造車排除強化」を通じ、エコドライブ推進運動や黒煙クリーンキャンペーン等を推進します。

(3) 環境対策の推進

日本バス協会の「環境対策を強化する月間」等において、「不正改造車排除強化月間」、「自動車点検整備推進運動強化月間」、「エコドライブ強化月間」等の推進実施及びバスマスクによる広報啓発に努めます。

(4) カーボンニュートラルの推進

カーボンニュートラルの実現に向けてEVバスの導入が進められ、国は事業用自動車における電動車の集中的導入支援として事業用の電動車HV、EV、FCVについて、普及段階と車両価格に応じ、購入補助の拡充がなされています。

しかしながら、環境対策には非常に効果的ではあるものの、国内生産や充電、変電設備等の充実及び新車導入に際し大幅な補助など必要であることから、導入拡充に向けて国等へ引き続き支援要望していきます。

また、石川県の「いしかわカーボンニュートラル県民推進会議」や小松空港やのと空港の「空港脱炭素化推進会議」に積極的に参画していきます。

7. 走行環境及び輸送サービスの改善

- (1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム(PTPS)、バス専用レーンの拡充、交差点信号の改良などバス優先・安全対策の拡充及び幹線道路における違法駐車対策の継続強化について、関係行政機関に働きかけを行います。
- (2) 駅前広場、バスターミナル、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備、観光施設等に付随した観光バス駐車場(乗降場)の拡充確保について引き続き関係機関に働きかけていきます。
- (3) バスの利便性向上を図るため、Maasや自動運転などIT技術を活用した取組みなどの情報収集及び周知に努めます。

8. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

- (1) 運輸事業振興助成交付金事業として、次の事業を積極的に推進します。

令和8年度県補助金 13,235,000 円見込み (前年度より▲378,000 円)

① 安全運行の確保事業

運転者適性診断・運行管理者一般講習・運輸安全マネジメント認定セミナー・睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査・脳健診(脳ドック・脳MRI健診)・アルコール検知器導入・大型二種免許取得養成・運転者安全研修・貸切バス適正化機関負担金に対する助成事業、運転者安全講習会及び優良運転者認定式、交通安全運動等広報活動等

② 輸送サービス改善事業

バス停留所・待合所等の整備に係る施設整備費助成事業、「バスの日」関連事業を中心としたキャンペーン活動等

ほか、利用者利便の向上のため、観光客を中心に活用されていますアクセスガイド冊子(金沢駅発「バスのりば運行系統図」)を作成し、県内観光案内所等(ホテル・文化施設)へ配布

③ 環境対策事業

(令和8年度から、日本バス協会の協調補助の中で、バス車両購入等助成及び新規の融資斡旋・利子補給事業は廃止。 当協会もバス車両購入等助成を廃止。)

※ 令和8年4月からの軽油引取税の暫定税率の廃止に伴い、その財源を基に地方公共団体が行う運輸事業振興助成交付金も廃止。

そのため、「運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案」が昨年12月に国会に議案提出、本年衆議院解散に伴い廃案、今国会で引き続き交付金を継続し、令和13年3月31日限りでその効力を失う経過措置の議案提出及び可決される予定です。

9. バス利用促進活動について

(1) バスの日(9月20日)街頭キャンペーン実施予定

- ・金沢駅東口で、バスの日チラシ等配布し、バス利用の促進を図ります。

(2) 金沢市主催の「カーフリーデー」への参画

- ・目的である「マイカーを使わない公共交通優先の社会形成の周知」は、当協会が推進する「バスの利用促進」に合致していることから、本年度も積極的に参画します。

(3) 石川運輸支局主催の「クルマふれあいフェスタランド」へ参画

- ・石川運輸支局を中心に自動車関係団体が、石川県民に対し「くるま」を広くPRし、今後の運転者・整備士不足の解消など啓発イベントへ参画します。

10. 令和6年能登半島地震等に伴うバス輸送について

(1) 令和4年3月2日に石川県との「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定」に基づき、地震等発災に伴いボランティア輸送等を受託してきましたが、昨年10月に一区切りとなりました。(合計3,987台)

今後も要請があれば、会員の協力のもと積極的に受託して参ります。

11. その他

(1) 公共団体(石川県・金沢市等)からの各種輸送依頼を受託することにより、貸切バスの公共性を発揮し、PRしていきます。

(県原子力災害住民避難訓練、県災害ボランティア等輸送、金沢市ミュージアムクルーズ、金沢市OEK鑑賞、素囃子鑑賞、観能教室、先端技術体験、金沢市連合音楽会・体育大会等)

(2) 優良運転者認定制度の拡充について

平成17年度に施行した優良運転者の認定制度について、バス業界における安全性向上対策の一環として継続推進し、運転者の安全意識の高揚に努めます。

(3) 「北陸三県バス協会連絡協議会」について

北陸三県バス協会連絡協議会(開催地：福井県)に参画し、運転者不足対策のため外国人運転者の導入や北陸地方特有の課題など、情報交換及び三県バス協会の広域圏対応や相互間協力を推進します。

(4) 広報活動事業

- ・協会ホームページを令和8年3月にリニューアルしました。
- ・運転者募集バナーの設置等、充実した情報を公開していきます。
- ・会員専用ページを新設し、行政通達等会員が必要な情報を掲載していきます。
- ・災害等の緊急時連絡の報告を迅速に行う体制強化を図ります。
- ・バスの日を中心とした新聞・チラシ等、街頭キャンペーン等を活用して貸切バス事業者安全性評価認定制度及び公共交通のバス利用促進の広報に努めます。